

埼玉県県営住宅費用負担区分要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）第23条に規定する入居者（独立行政法人都市再生機構が所有し又は管理する住宅で、埼玉県が公営住宅法その他関係法令等の規定に基づき県営住宅として提供する住宅の入居者を除く。）の費用負担を明らかにするため、埼玉県県営住宅条例第22条第1項に規定する知事はその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものなどの必要な事項を定めるものとする。

(入居中の入居者費用負担)

第2条 県営住宅に入居中における入居者の費用負担の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道等個人の契約により生じた基本料金若しくは使用料金
- 二 汚物、し尿及び塵芥の処理に要する費用
- 三 別表1に掲げる修繕等に要する費用
- 四 住戸内の害虫の駆除に要する費用
- 五 住戸内の污水管（便器を含む）、雑排水管（浴室並びに台所等）の清掃に要する費用。ただし、共用排水管と共に自治会で清掃を実施する場合を除く。

(退去時の入居者費用負担)

第2条の2 県営住宅の賃貸借契約が終了した時における入居者の費用負担の範囲は、入居者の故意・過失、善管注意義務違反又はその他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損に係る修繕等に要する費用とする。

(自治会費用負担)

第3条 自治会の費用負担の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

(定めのない事項)

第4条 この要綱において定めのない事項についても、入居者の故意若しくは過失を原因とする破損、信義則上それと同視すべき破損、習慣上入居者負担と認められる事項又は知事が適当と認めた事項は入居者負担とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県県営住宅入居者の費用負担に関する基準（昭和54年6月1日適用）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第三号関係)

入居者の費用負担の内容

場所	修繕等の必要な箇所		備考
1 玄関	玄関ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアクローザーの調整 ・ 郵便受け 	修繕は県負担
	下駄箱、戸棚、手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚 ・ 戸 ・ 手すり 	調整含む
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球、蛍光管及びグローランプ 	
2 居室	天井、壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装、クロス ・ エアコン取付用ボルト、クーラーズリーブ ・ 給気口 	
	畳、床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畳表 	
	押入れ、物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 襖、障子、棚板 	枠、棧は県負担
	サッシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーテンレール 	
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球、蛍光管及びグローランプ 	
3 キッチン	天井、壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装、クロス 	
	流し台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台、ガス台の扉 ・ 排水トラップの詰まり ・ 水切り棚、戸棚 ・ 水栓のパッキン、コマ ・ ガスホース 	調整含む 修繕は県負担
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球、蛍光管及びグローランプ ・ 換気扇フィルター 	
4 洗面所、洗濯機置場	天井、壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装、クロス 	
	洗面台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化粧台の扉 ・ 排水トラップの詰まり ・ 鎖付きゴム栓 ・ ミラーキャビネット、鏡 ・ 洗濯防水パン、トラップの詰まり ・ タオル掛け ・ 水栓のパッキン、コマ 	調整含む 修繕は県負担 修繕は県負担
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球、蛍光管及びグローランプ ・ 換気扇フィルター 	
5 トイレ	天井、壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装、クロス 	
	便器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便器、タンクの詰まり ・ ペーパーホルダー、タオル掛け、手すり 	修繕は県負担

		・排水管の詰まり	修繕は県負担
	電気	・電球、蛍光管及びグローランプ ・換気扇フィルター	
6 浴室（ユニットバス）	浴室	・浴槽付属品 ・トラップの詰まり ・タオル掛け、手すり ・鎖付きゴム栓 ・水栓のパッキン、コマ	風呂蓋、シャワーフック 修繕は県負担
	電気	・電球、蛍光管及びグローランプ ・換気扇フィルター	
7 浴室（ユニットバス以外）	天井、壁	・塗装	
	浴室	・浴槽付属品 ・トラップの詰まり ・排水目皿 ・鎖付きゴム栓 ・水栓のパッキン、コマ ・鏡	風呂蓋、シャワーフック 修繕は県負担
	給湯器	・電池の交換	
	電気	・電球、蛍光管及びグローランプ	
8 ベランダ	ベランダ	・隔板 ・排水管の詰まり ・雨水管、ルーフトレナの詰まり ・室外機取付用ボルト	天変地異、火災等の 緊急避難時に破損 した場合は県負担
	サッシ	・網戸の張替え	修繕は県負担
9 建物共用部分	エントランス、階段室、廊下等	・表札 ・集合郵便受箱	
10 屋外部分	庭等	・庭の整地（退去の場合は穴の埋戻し） ・除草 ・生垣の手入れ	

※結露によるカビ等の除去、清掃は入居者負担とする。

※入居後3ヶ月以内であり、かつ、居住者が破損または紛失したことが原因でない取替、修繕は県負担とする。

※排水管のつまりの清掃については、地盤沈下による欠損またはわん曲が原因の場合は県負担とする。

別表 2 (第 3 条関係)

自治会の費用負担の内容 (共益費)

費用の種類	共用施設又は負担の内容
1 電気料金	階段灯、廊下灯、外灯並びにプレイヤードルーム、集会室、給水施設、汚水処理施設、排水施設、エレベーター施設等の電灯及び動力の電気の基本料、使用料
2 電気器具の消耗品	階段灯、廊下灯、外灯の器具の修理費用並びに上記 1 の電球、蛍光管、グローランプ、水銀灯、コード笠、スイッチ、ソケット、ヒューズ、水銀灯設備のトランス、室内端子、自動点滅器等の修理又は取替費用
3 水道料金	屋外散水栓、集会室、その他共用施設の水道の基本料、使用料
4 水道施設の消耗品	上記 3 の給水栓及びパッキン等の修理又は取替費用
5 排水施設の消耗品	集会室及びプレイヤードルームの便所の便器、タンク、便座、タンク付属品、ペーパーホルダー等の修理又は取替費用
6 排水施設の保守	屋内外排水管の清掃 (第 1 桝まで)、汚水処理施設の保守管理契約に伴う県契約以外の費用、ゴミ処理及び消毒に要する費用
7 エレベーターの保守	押しボタン及び表示球の取替費用
8 ガス料金等	集会室のガスの基本料、使用料並びにガス栓の修理又は取替費用
9 植栽等の管理	低木の管理及び剪定、除草並びに芝生の整備に要する費用
10 害虫の駆除	衛生害虫類等の駆除に要する費用
11 その他	自治会で設置したものの修理又は取替費用